

色彩基準の取扱いについて（平成29年4月1日 施行）

奈良市において、屋外広告物に関する色彩基準を定めていますが、R系、YR系、Y系、BG系及びRP系の色相については、「地色」としての彩度制限を設けています。

屋外広告物のデザインにおいて、それらの区分を明確にするために次の取り扱いを定めるものです。

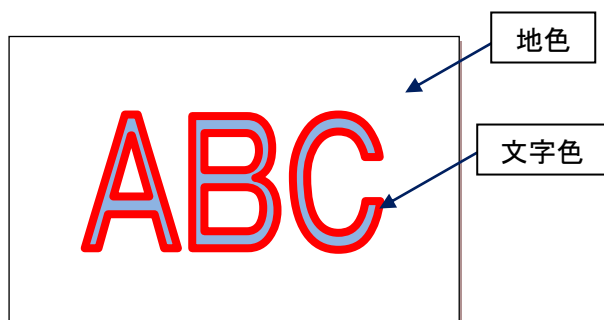
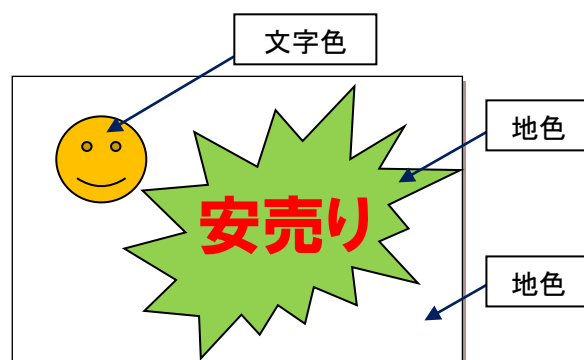
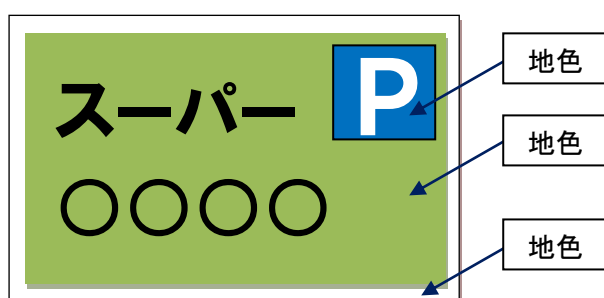
●地色について

地色とは、その看板のベースとなる色。

具体的な表示を伴わないもの。

文字や絵等の背景となるもの。

（取扱い例）



※文字の縁取りに関しては、地色として取り扱う。

本取扱いは、平成29年4月1日以降の新規及び変更許可物件に対し適用する。